

令和7年第11回東松山市教育委員会会議録

招集告示	令和7年11月17日			
招集期日	令和7年11月10日			
開会の場所	総合会館3階 301会議室			
開閉の日時	令和7年11月17日 午前9時30分から 令和7年11月17日 午前11時35分まで			
議長	吉澤勲 教育長			
出席委員	教育長職務代理	稻垣孝章		
	委員	田中純一		
	委員	利根川澄子		
	委員	寺田浩之		
会議出席者	学校教育部長	高荷和良	生涯学習部長	田嶋靖洋
	こども家庭部長	神庭法子	学校教育部次長	澤田一彦
	生涯学習部次長	田島信子	こども家庭部次長	加藤勝子
	教育総務課長	須澤理	学校教育課長	長沢正博
	生涯学習課長	上敏文	スポーツ課長	大木克彦
	こども支援課長	大石和夫	保育課長	阿部康裕
	学校給食センター所長	竹間信行	市立図書館長	荻野裕
	埋蔵文化財センター所長	左納徹	きらめき市民大学局長	小林玲人
	教育総務課副課長	石川太郎	教育総務課主事補	根津英怜
書記	教育総務課 根津英怜			

日程第1 開会

教育長 ただ今から令和7年第1回東松山市教育委員会会議を開会します。なお、本日は傍聴の申入れがございます。教育委員会会議規則第14条により「教育長の許可を得て傍聴することができる」ということになっておりますが、本日は、議案第31号が予算に関する案件でございますので、これらの案件は非公開とし、それ以外の部分を公開することで許可したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 [異議なしとの声あり]

教育長 それではそのように傍聴を許可します。

(傍聴人入室)

教育長 本日の会議は、議案第31号が予算に関する案件であるため非公開とします。それ以外については傍聴を許可することとしますので、傍聴人は、傍聴人規則に従って傍聴されるようお願いします。

日程第2 会議録の承認

(令和7年第10回東松山市教育委員会会議録の承認)

日程第3 議事

教育長 議案第30号「東松山市立小・中学校における働き方改革基本方針について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 (議案第30号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

寺田委員 質問が3点、意見が1点あります。1点目は4ページ、県では勤務実態調査を実施しているということですが、当市では同じことを行っているのでしょうか。

学校教育課長 勤務実態調査は毎月行っており、勤怠の管理は毎日行っています。

寺田委員 実態調査から、時間外業務で多い項目について把握されているということでしょうか。

学校教育課長 細かく業務の把握はしておりませんが、出勤の時間と退勤の時間を記録しております。

寺田委員 時間外業務の内容を把握して、一番多い項目を削減していくと効率的だと思います。

寺田委員 2点目は、6ページ（1）の⑨に「業前活動の原則中止」とあります
が、業前活動について調べると、係活動や授業準備、清掃、運動など、
学校生活を豊かにする活動とあります。働き方改革では、こうした部分
を削減した方がより効率的だということでしょうか。

学校教育課長 業前活動の原則禁止、学校で朝練習や朝マラソンなど、業前の活動は原則実施せず、家庭内や授業内で充実させるということです。

寺田委員 生徒だけでグラウンドで走り回るようなことは、禁止するのでしょうか。それとも認めているのでしょうか。

学校教育課長 学校に生徒がいる間は学校に責任があるので監督はしますが、学校として取り組んでいくというようなことはありません。

寺田委員 生徒がいた場合は見守っているような感じですね。

学校教育課長 生徒が早めに登校することは当然考えられ、現状朝早く登校している生徒がいることも把握しています。そういったところは安全管理をしますが、学校が主体となる取り組みはしないということです。

寺田委員 生徒が朝早く来ることを禁止するということではないですね。

学校教育課長 仰るとおりです。

寺田委員 体力作りのために、朝走る生徒もいると聞いており、先ほど述べた学校生活を豊かにするという方向性で行っているということでしたので、気になって質問させていただきました。

3点目、9ページ（4）の①について、地域への理解というのは、学校だよりや、ホームページで情報展開するということでしょうか。学校だよりは回覧されますが、ホームページは回覧されないので、地域に情報展開できるのか不安があります。

学校教育課長 具体例として学校だよりやホームページを挙げましたが、学校運営協議会を軸として、地域の方と関わっていきたいと考えております。

寺田委員 4点目は意見です。11月13日に学校運営協議会委員の研修会に参加させていただきました。校長先生、教頭先生や先生方、地域の人たちと一緒に参加できたので、とても良い研修会だったと思います。

田中委員 3点あります。1点目、3ページの一番上に「教職員の役割が拡大」とありますが、以前と比較してどのような役割が増えているのか、その役割は誰が担っていたのかを教えてください。2点目、5ページの時間外在校等時間について、月45時間以内、年360時間以内とありますが、こちらは部活動も含むのでしょうか。3点目、6ページの（1）の⑤ですが、先行事例がありましたら教えてください。

学校教育課長 1点目について、保護者からの相談がかなり増えています。子育てに悩まれている保護者が多く、その対応が増えていることが挙げられます。今まででは保護者のネットワークや、地域の方が相談に乗ることもあったと思います。相談先は紹介していますが、学校の先生に相談しやすいという点が挙げられます。加えて、生徒指導の関係、特にいじめに関しての対応が増えている実感があります。丁寧に聞き取りや調査を行っており、時間を要している状況です。

2点目について、部活動の時間も含まれております。夏場で18時まで部活を行えば、それだけで1時間以上超過してしまう現状です。

3点目、先行事例として一番多いのが、計画的な年休を取ることです。これから取り組むところですが、校務支援システムを使って調査などの時間を減らしていきたいと考えています。また、今年度から保護者の連絡システムである totoru（テトル）を導入したため、印刷や配布時間の削減ができると考えています。

田中委員 追加で質問します。1点目について、いじめや保護者からの相談は、教育委員会も相談を受け付けているとのことでしたが、その点はどのようにになっていますか。

学校教育課長 教育委員会でも相談を受け付けています。児童生徒の特性に関する発達的な部分であれば、市の総合教育センターを案内しています。場合によっては、医療機関を勧める場合もあります。

教育長 いじめや不登校等で教育委員会に相談する件数もかなり増えてきています。

田中委員 例えば暴力行為など、昔と比べて減っている部分もあると思います。それを比べても増加しているという認識があるのか、昔は件数が多くて先生方の負担が増えてしまっても、それをよしとしていたのでしょうか。

教育長 どちらかというと、後者の感じがします。以前は生徒指導や非行が主でしたが、現在は不登校や保護者対応が増えているという感覚があります。

田中委員 2点目について、やはり部活動を含めると、時間外在校等時間を上限以内とすることは非常に難しいと思うので、外部委託等を率先して進めなければならないと思います。教育委員会で、先生の負担を減らすための取組を早急にやるべきだと思いました。

3点目について、年休の計画や校務支援という話がありましたが、金銭面や人的資源の問題もあると思うので、教育委員会で手伝えたらよいと思いました。

利根川委員 4点お願いします。1点目、5ページで出退勤のチェックはどのようにされているのでしょうか。加えてストレスチェックの方法についても教えてください。

2点目、5ページの超過勤務における指標について、0%に向けて行っている小中学校での取組を教えてください。

3点目、5ページのウェルビーイングについて「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立とありますが、具体的にどのようなことを行うのかを教えてください。

4点目、6ページの参考例の⑤に「学校行事の授業への読み替え」とありますが、こちらの意味を教えてください。

学校教育課長 1点目について、校務支援システムの中に出退勤のチェックがあり、ICカードをかざせば出勤と退勤時間が記録されます。ストレスチェックについては、ウェブ上で回答いただく形で行っています。

利根川委員 それはいつ頃行っていますか。

学校教育課長 時期については正確に把握しておりませんが、年2回実施しております。

2点目について、小学校では定時退勤日を設定していましたが、こちらを確実に行っていくということが挙げられます。中学校では、計画的な年次休暇の取得を促しており、休みやすい状況を作っております。

利根川委員 業務時間を減らすためには、休むしかないのでしょうか。

学校教育課長 会議を授業時間内に行い、放課後の時間を使わないということは実施しています。

利根川委員 中学校で0%を達成するのは、非常に大変なことだと感じました。

学校教育課長 3点目について、職場の心的な安全性の確保の観点から、風通しの良い職場づくりをし、コミュニケーションがとりやすい環境をつくっていきます。また、保護者への連絡も密にして信頼を築きながら、子供が成長する姿を見る機会を作っていくことが例として挙げられます。

4点目について、校外学習といった行事を、総合的な学習の時間など、教科の指導計画に位置づけるということです。学校行事となると、教育課程の授業時間数には含まれないため、教科の中に位置づけるということです。

稻垣職務代理 5点あります。1点目、3ページの下から2つ目の丸のところで「服務監督権者である教育委員会」なら分かれますが、「服務監督教育委員会」とあります。言葉に抵抗があるなと思いました。国や県がこのように出しているのであればよいと思いますが、確認したいと思います。

2点目、5ページのストレスチェックについて、12.5%から10%とした根拠は何でしょうか。

3点目、先ほど利根川委員からもありましたが、働き方改革について一番懸念しているのは、授業の質を高めるという記述がないことです。働き方改革といって授業の準備を十分しなければ、授業の質が落ちて不登校の生徒が増え、学力も落ちます。ぜひどこかに授業の質を落とさない、子供をしっかり見取るとか、励ましの言葉を書くなど、こうしたことを入れてほしいと思います。

4点目、7ページの教育委員会が取り組むことの②に「配信数を20%削減」とありますが、20%とした根拠を教えてください。

5点目、8ページの教育委員会が取り組むことの⑥にある産業医の面談ですが、どれくらい実例があるのでしょうか。

- 学校教育課長** 1点目について、県が使っている言葉ではありますが、分かりにくい表現だと思いますので検討します。
- 稻垣職務代理** 本人の自己申告で行うのでしょうか。
- 学校教育課長** 仰るとおりです。ストレスを受けている状況であれば高くなってしまうので、0%にすることは難しいと思います。3点目について、どこかに入れられないか検討します。
- 稻垣職務代理** 業務をとにかく減らせばよいということではないので、ぜひ情熱を持って取り組んでほしいと思います。
- 学校教育課長** 4点目について、まずは教育委員会から学校に配信する必要があるか検討し、県からの約2,000の通知のうち、20%にあたる400程度は減らしたいと考えています。
- 稻垣職務代理** 見通しがあっての目標ということでしょうか。
- 学校教育課長** 仰るとおりです。すでに始めているので、来年度以降も減らせるようにします。
- 稻垣職務代理** 3点目ですが、産業医との面談が必要とされた例はございます。ただ本人の希望により、面談は実施していません。
- 学校教育課長** 続いて2点質問です。1点目、6ページで、教育委員会が取り組むことの⑨では「業前活動の原則中止」とありますが、学校が取り組むことの⑦は「業前活動の見直し又は廃止」とあります。表現を変えた理由を教えてください。
- 稻垣職務代理** 2点目、学校行事の授業への読み替えについて、先ほど学校教育課長の説明がありましたが、教科の指導計画なしに、時数の読み替えでよいという説明では、教育課程の管理になりません。
- 学校教育課長** 2点目の読み替えですが、教育課程の中に位置づけた上で授業を実施するべきなので、必ず計画に基づいて授業を実施します。
- 稻垣職務代理** 指導計画の中にきちんと入れて授業を実施するということであれば、よいと思います。3点目、6ページの学校の取組の⑧ですが、

補足説明なしに、時間削減のために様々な人が間に入るとなると、担任と子供の関係が崩れしていくことになるのではないかでしょうか。様々な人が間に入る良さは分かりますが、学級担任とは一体何か分からなくなる気がしますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 3点目について、複数の人たちで子供たちを育てるというメリットがあります。当然、担任を核としていますが、全員で育てていこうという考えです。

稲垣職務代理 読み替えも同じですが、文言だけで理解できないようなことが書かれています。先生方が児童生徒のために頑張れるような書き方をしていただきたいと思います。

学校教育課長 1点目について、教育委員会としては原則行わないということの中止と表現しています。学校としては、今まで行っていたことをやめたということで廃止という表現です。中学校においては、朝練習は原則中止となっておりますが、冬場だと放課後の活動ができないため、朝に活動するということを踏まえてこうした表現にしております。

稲垣職務代理 申し上げたように、働き方改革の趣旨は分かりますが、教員の情熱を失わせたら、教育はだめになると思います。不登校が増えているのは、子供に向き合う時間が確保できないこともあると考えます。授業のことや子供のことに精一杯取り組むということを盛り込み、愛情あふれる働き方改革にしていただきたいと思います。

教育長 4ページの課題が記されている箇所と絡めて、最後の進め方等のところに文言を加えてもよいと思います。授業への読み替えについて、分かりにくい表現だと思うので、文言の検討を行ってください。

教育長 先生方のやる気をそがない働き方改革をしていかなければならぬと思います。同時に優秀な人材を確保するためにも働き方改革を推進する必要があります。

教育長 ご指摘をいただいた点について、修正や確認をさせていただいた上で、可決ということでおろしいでしょうか。

委員 [異議なしとの声あり]

教育長 異議なしと認め、議案の第30号については修正して可決いたしました。ここからは予算に関する案件になりますので、傍聴人は一時退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

【以下、非公開部分】

【以上、非公開部分】

(傍聴人が帰られたため再入室なし)

教育長 それでは再開します。報告第18号「東松山市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

保育課長 (報告第18号について説明)

教育長 それでは説明が終わりましたので質疑に入ります。本件について何か質疑はございますか。

田中委員 3点あります。1点目、13ページの第5条第4項に「定期的に外部の者による評価」とありますが、外部の者とは誰でどのような組織なのでしょうか。

2点目、13ページの第6条第2項について、こちらの訓練はどのように行われるのでしょうか。

3点目、13ページ第7条第2項に「研修及び訓練を定期的に実施」とありますが、少なくとも年1回は必ず全員が受けるのでしょうか。また、訓練の評価などがあれば教えてください。

保育課長 1点目、外部評価につきましては、専門の事業者に委託を出すことが一般的です。2点目について、保育所では毎月必ず避難訓練等を行っておりますので、誰でも通園制度のこどもと合同で訓練を行います。消防署の方にも来ていただく訓練は年2回以上実施しており非常通報の訓練も行っております。3点目について、期間についての具体的な定めはございませんが、少なくとも年1回は職員研修等を行う必要があると考えております。

田中委員 訓練の実施を監督する仕組みはありますか。

保育課長 保育課にて、こちらの基準条例等に沿って実施されているか、内容を確認いたします。

寺田委員 2点お願いします。1点目、19ページのウですが、2行目に「各部分からその一に至る」とありますが、その一とはどのような意味か教えてください。2点目、22ページの附則について、4月1日となっている理由を教えてください。

保育課長 1点目については、内閣府令に合わせて条例においても規定をしています。「その一」とは、その直前にあるイの部分、屋内階段や屋外階段といった避難のための設備を指しております。保育室等の各部分からの距離が30m以下となるようにという意味になります。

2点目について、基になっている内閣府令につきましても、第23条に相当する条文は令和8年4月1日施行となっております。市町村のみ施行日を変えることができないため、このような規定になっております。

利根川委員 14ページの第8条第2項について、通園バスの置き去り防止で行っていることを教えてください。

保育課長 バスの中に置き去り防止のためのブザーを設置しております。車のエンジンを切って一定時間経過すると、車内のセンサーが稼働します。センサーが作動してから、車内で動く物体等があった時、バスの外部に向けて警報が鳴る安全装置を付けています。

教育長 ほかにないようですので、以上で報告第18号を終了します。
1時間以上経過しましたので、10分ほど休憩を挟みたいと思います。
暫時休憩します。

(休憩)

教育長 それでは再開します。報告第19号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

保育課長 (報告第19号について説明)

教育長 それでは説明が終わりましたので、質疑に入ります。本件について何か質疑ございますか。

寺田委員 28ページについて、今回一部改正とありますが、これは令和7年4月18日に成立した改正項目になるのでしょうか。

保育課長 こちらの改正ですが、法律の施行日は令和7年10月1日となっております。法改正の背景としては、児童養護施設や障害者施設、高齢者施設は、職員による虐待等を発見した際に通報義務の仕組みが既にできています。保育所等における虐待等の対応についても、同様の仕組みを設ける必要があるため、今回法改正が行われております。

教育長 ほかにないようですので、以上で報告第19号を終了します。

教育長 次に、報告第20号「東松山市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。事務局より説明お願いします。

保育課長 (報告第20号について説明)

教育長 それでは説明が終わりましたので質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

稻垣職務代理 この改正によって、何が変わらるのかを簡単に教えてください。

保育課長 保育園では年2回、健康診断を行っております。保健センターでは6か月健診、1歳6か月健診等の定期健診を行っており、共通する健診項目については、保育所で行う健診としてよいという規定になります。保健センターで行われている健康診断は、1年以上間隔が空きます。そのため、現実的には保健センターで行われた健診結果を保育所が入手し、それを活用するのは難しい点があると思います。今回の法改正を受け、市の条例についても改正を行うものです。

教育長 ほかにないようですので、以上で報告第20号を終了します。

日程第4 教育長報告

教育長 次に教育長報告に移ります。まず、私の方から報告を申し上げまして、次に学校教育部長・生涯学習部長・こども家庭部長以下で引き続き報告します。

◎主な行事日程について説明

学校教育課長 全国学力学習状況調査・埼玉県学力学習状況調査について

- 市立図書館長** 第12回図書館まつり・第7回ビブリオバトルについて
- スポーツ課長** 第48回日本スリーデーマーチ・第72回東松山市駅伝競走大会について
- 保育課長** 令和8年4月入所分の保育施設入所申込件数について
- 教育長** 報告は終わりました。ただ今の件について、何かございますか。
- 教育長** そのほかに、委員の皆様からは何かございますか。
- 田中委員** 学びポケットの心の健康観察について、来年以降有償になると聞いています。今後の方向性など、決まったことがありましたら教えてください。
- 学校教育課長** ソフトウェアの契約の更新となり、導入できるように調整しております。仕様は検討中であり、金額も未定です。
- 田中委員** カスタマイズもできるということで、本当に必要な情報、どういうシステムがよいのか、どこまでカスタマイズできるかを検討できたらよいと思いました。
- もう1点、totoru（テトル）は現在無料ですが、学校側から双方向性の機能を持たせたいという意見があり、有料であればPTAからお金を出して機能を使いたいという意見がありました。この点について、今どのように検討されているか教えてください。
- 学校教育課長** オプション機能をつけると費用がかかりますので、今のところ検討していない状況です。
- 田中委員** 学校で追加機能が欲しい場合、誰に相談すればよいのでしょうか。
- 学校教育課長** 学校ごとにオプションを付けるということは可能と聞いております。その場合には学校を通じて教育委員会に相談いただくことを考えております。
- 稻垣職務代理** 質問と感想、情報提供を1点ずつ申し上げます。1点目、質問は現在のインフルエンザの流行状況を教えてください。

学校教育課長

本日付けて、桜山小学校の1年生が1クラス、2年生は学年閉鎖、3年生が1クラス学級閉鎖となっています。松山第一小学校も低学年の1クラス、先週まで高坂小・桜山小・青鳥小で学級閉鎖が起きています。その前の週は中学校でした。

稲垣職務代理

感想が1点あります。市内の音楽会に行きましたが、司会の方から静粛にするよう指示があると、すぐに静かになっていました。聞く態度が本当に素晴らしいと思っています。これがはたちの集いに連動しているのではないかと思います。他の市はなかなか大変だという話を聞きますが、東松山市は本当にきちんとしていると思います。小中学校の先生方のご指導は見事だと思いますので、校長先生方に伝えていただきたいと思いました。

情報提供が1点、「かくれ校則」についてです。かくれ校則には、授業開始3分前に着席する、配膳時間を競う、ファスナーの位置を決めてロッカーにしまうことや、授業態度を5点満点で評価するなどがあります。これらは集団の同調圧力によって行うことだと思います。私の講義を受けたある学生が、「私の中学校にもかくれ校則があつてよくわからないルールだと思った」「教師の学校側としてのよくわからないルールを生徒に押し付けて、できない子供はダメだという雰囲気が、いじめや不登校の第一歩になつていていた」と感じた」「生徒の休み時間を削ってしまう『3分前学習』より生徒がメリハリをつけて行動できるようにすることの方が、よっぽど効率がよいと思った」とありました。本当に学生の言うとおりだと思いました。私たちがこうした教育を受けてきたからよいと思っている教員が多いのではないかでしょうか。私は35万人の不登校の生徒は、心因性以外であれば教師の指導で半減できると思っています。誰もが嫌な思いをしないような教育について指導をしていただければと思い、情報提供しました。

利根川委員

1点お願ひです。先日、学校運営協議会の研修会が開かれました
が、資料はいただけますか。

学校教育課長

講師から資料はいただいておりますので、お渡しできると思いま
す。

利根川委員

研修会のまとめもありましたら、併せていただけたらと思います。

教育長

お渡しするようにお願いします。全員参加ではなかったので、参加でき
なかつた方へ向けた動画配信を準備しており、後ほどお知らせします。

学校教育課長

そのようにさせていただきます。

教育長 ほかにないようですので、以上で教育長報告を終了します。

日程第5 会議録署名人の選任

教育長 続きまして、会議録の署名人の選任についてですが、本日の会議録の署名については、利根川委員にお願いします。

日程第6 閉会

教育長 以上で、本日の東松山市教育委員会会議を終了します。

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月25日

教 育 長 吉 澤 順

委 員 利根川 澄 子

書 記 根 津 英 恵